

養父市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 28 年 10 月 13 日
養父市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(7) 名称：法人農地取得事業

内容：企業による農地取得に係る農地法の特例

(国家戦略特別区域法第 18 条に規定する法人農地取得事業)

以下に掲げる法人が、長期的・安定的な経営基盤等を確保した農業経営を行うこと及び以下のそれぞれの理由により、養父市内の農地を取得する。

① 株式会社 Amnak（養父市）

酒米の作付面積の拡大を地域との調和を保ちつつ円滑かつ迅速に実施するため耕作放棄地等を取得・再生するとともに、農業者以外からの資本増強等による関連施設（ライスセンター）等の整備を通じ、生産から収穫、精米までの一元的な自社管理による高品質な酒米の生産、日本酒の国内販売・輸出を行うため。

【平成 28 年 11 月を目途に取得】

② 兵庫ナカバヤシ株式会社（養父市）

ニンニクの栽培技術の実証を地域との調和を保ちつつ円滑かつ迅速に実施するため耕作放棄地等を取得・再生するとともに、関連施設（保存・乾燥施設）等の整備や土壌改良を通じ、養父市や地域の企業・農家が一体となったニンニクの「養父市ブランド」の確立を目指し、本格的なニンニク生産に取り組むため。

【平成 28 年 11 月を目途に取得】

③ 株式会社やぶの花（養父市）

リンドウの作付面積の拡大を地域との調和を保ちつつ円滑かつ迅速に実施するため耕作放棄地等を取得・再生するとともに、農業者以外からの資本増強等による関連施設（園芸施設、集出荷施設）等の整備を通じ、リンドウの生産から販売までを一貫して行う体制を構築し、養父市や地域の企業・農家等が一体となった中山間地発の本格的なリンドウ生産に取り組むため。

【平成 29 年 1 月を目途に取得】